

# 社会福祉法人

(法人運営・事業・管理関係)



事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
2 内部管理体制	3 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。	<p>留意する必要がある。 (注) 評議員会の特別決議については、3の(2)の2を参照</p> <p>(1) 定款を事務所に備え置いているか。 (2) 定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。 (3) 公表している定款は直近のものであるか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 法人の高い公益性に照らし、その事業の運営の透明性を確保するため、計算書類等と同様に、定款についても事務所への備置き(法第34条の2第1項)及び公表(法第59条の2第1項第1号)が法人に義務付けられている。なお、公表の範囲については、個人の権利利益が害されるおそれのある部分(例：公表することにより個人又は利用者の安全に支障を来す恐れがある母子生活支援施設や婦人保護施設等の所在地)を除く。</p> <p>○ 定款の事務所への備置きについては、主たる事務所及び従たる事務所において行われる必要があるが、従たる事務所については、定款が電磁的記録で作成され、従たる事務所の電子計算機(パソコン)に当該電磁的記録の内容が記録されている場合は、備置きが不要となる(法第34条の2第4項、規則第2条の5)。</p> <p>○ 定款の公表については、インターネットの利用により行うこととされており(規則第10条第1項)、原則として、法人(又は法人が加入する団体)のホームページへの掲載によるが、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に記録する方法による届出を行い、内容が公表された場合には、インターネットの利用による公表が行われたものとみなされる(規則第10条第2項)。</p> <p>(1) 内部管理体制が理事会で決定されているか。 (2) 内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。</p>	<p>一 法第31条第1項第四号に掲げる事項 二 法第31条第1項第九号に掲げる事項(基本財産の増加に限る。) 三 法第31条第1項第十五号に掲げる事項</p> <p>2 前条第1項の規定は、法第45条の3第4項の規定により定款の変更の届出をする場合に準用する。この場合において、前条第1項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。</p> <p>◎社会福祉法 第34条の2(定款の備置き及び閲覧等) 社会福祉法人は、第31条第1項の認可を受けたときは、その定款をその主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>4 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における第2項第三号及び第四号並びに前項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつとめている社会福祉法人についての第1項の規定の適用については、同項中「主たる事務所及び従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。</p> <p>◎社会福祉法 第59条の2(情報の公開等) 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。</p> <p>一 第31条第1項若しくは第45条の3第2項の認可を受けたとき、又は同条第4項の規定による届出をしたとき 定款の内容</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の5(電磁的記録の備置きに関する特則) 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。</p> <p>一 法第34条の2第4項 二 法第45条の11第3項 三 法第45条の32第2項 四 法第45条の34第5項</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第10条第1項(公表) 法第59条の2第1項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の13(理事会の権限等) 5 その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人においては、理事会は、前項第5号に掲げる事項を決定しなければならない。</p>	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	か。	<p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 特定社会福祉法人（注）は、経営組織のガバナンスの強化を図るため、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制（内部管理体制）の整備の決定を理事会で行うことが義務付けられている（法第45条の13第5項）。この内部管理体制の整備に係る決定については、理事会から理事（理事長等）に決定の権限を委任することができない事項であり（法第45条の13第4項第5号）、必ず理事会の決定によらなければならない。</p> <p>（注）事業規模が政令で定める基準を超える法人をいう（7「会計監査人」の1において同じ。）。政令においては、内部管理体制の整備が義務付けられる法人の事業規模を、法人単位事業活動計算書の年間のサービス活動収益の額が30億円を超える法人又は貸借対照表の負債の額が60億円を超える法人としている（令第13条の3）。なお、特定社会福祉法人には、会計監査人の設置も義務付けられている（法第37条）。</p> <p>○ 内部管理体制として決定しなければならない体制及び事項は次のとおりである（規則第2条の16）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</li> <li>② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</li> <li>③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</li> <li>④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</li> <li>⑤ 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項</li> <li>⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項</li> <li>⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項</li> <li>⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制</li> <li>⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</li> <li>⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</li> <li>⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制</li> </ol>	<p>◎社会福祉法施行令 第13条の3（特定社会福祉法人等の基準）</p> <p>法第37条及び第45条の13第5項の政令で定める基準を超える社会福祉法人は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 最終会計年度（各会計年度に係る法第45条の27第2項に規定する計算書類につき法第45条の30第2項の承認（法第45条の31前段に規定する場合にあつては、法第45条の28第3項の承認）を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。）に係る法第45条の30第2項の承認を受けた収支計算書（法第45条の31前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された収支計算書）に基づいて最終会計年度における社会福祉事業並びに法第26条第1項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が30億円を超えること。</li> <li>二 最終会計年度に係る法第45条の30第2項の承認を受けた貸借対照表（法第45条の31前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された貸借対照表とし、社会福祉法人の成立後最初の定時評議員会までの間においては、法第45条の27第1項の貸借対照表とする。）の負債の部に計上した額の合計額が60億円を超えること。</li> </ol> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の16（社会福祉法人の業務の適正を確保するための体制）</p> <p>法第45条の13第4項第5号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</li> <li>二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</li> <li>三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</li> <li>四 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</li> <li>五 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項</li> <li>六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項</li> <li>七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項</li> <li>八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制</li> <li>九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</li> <li>十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</li> <li>十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制</li> </ol>	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
<p>3 評議員・評議員会 (1) 評議員の選任</p>	<p>1 法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。</p> <p>2 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。</p>	<p>(1) 定款の定めるところにより社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評議員については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款の定めるところにより選任する（法第39条）。そのため、法人は、定款で評議員の選任のために必要な事項（例：評議員選任・解任委員会を設置し、当該委員会により評議員を選任する）を定め、その定めに基づき評議員の選任を行う。ただし、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第31条第5項）。</li> <li>○ 法人における評議員の選任の手続においては、評議員候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨を説明することが必要である。</li> <li>○ 法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う（法第38条）。</li> </ul> <p>(1) 欠格事由に該当する者が選任されていないか。</p> <p>(2) 当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。</p> <p>(3) 当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。</p> <p>(4) 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1を超えて選任されていないか。</p> <p>(5) 実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。</p> <p>(6) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。</p> <p>(7) 暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評議員会は、役員を選任・解任の権限や定款変更の承認等の法人の基本的事項について決議する権限を有し、これらを通じて中立・公正な立場から理事等を牽制・監督する役割を担う機関である。そして、その評議員会を構成する評議員の職務については、個々の評議員の責任に基づき行われるものであることから、当該責任を全うさせるため、一定の場合が欠格事由として定められる（法第40条第1項。注1）とともに、当該法人の役員若しくは職員を兼ねることができないこと（法第40条第2項）、当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者（注2）を評議員と</li> </ul>	<p>制</p> <p>◎社会福祉法 第39条（評議員の選任） 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。</p> <p>◎社会福祉法 第40条（評議員の資格等）</p> <p>1 次に掲げる者は、評議員となることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 法人</li> <li>二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの</li> <li>三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員</li> <li>六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第128条第1号ニ及び第3号において「暴力団員等」という。）</li> </ul> <p>2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。</p> <p>4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることにはならない。</p> <p>5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親</p>	<p>評議員の選任に関する書類（評議員選任・解任委員会の資料、議事録等） 就任承諾書等</p> <p>評議員の選任手続における関係書類（履歴書、契約書等） 役職員名簿 評議員会の議事録</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<p>して選任することができないこと（法第40条第4項及び第5項）が定められている。また、法人の高い公益性に鑑み、法人は暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持ってはならず、暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員になることはできない。</p> <p>（注1）欠格事由（評議員となることができない者）は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 法人</li> <li>② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</li> <li>③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員</li> <li>⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</li> </ol> <p>（注2）各評議員又は各役員と特殊の関係にある者の範囲は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 配偶者</li> <li>② 三親等以内の親族</li> <li>③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の7、第2条の8） <ol style="list-style-type: none"> <li>i 当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</li> <li>ii 当該評議員又は役員の使用人</li> <li>iii 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 <ol style="list-style-type: none"> <li>iv ii又はiiiの配偶者</li> </ol> </li> <li>v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの</li> </ol> </li> <li>vi 当該評議員又は役員が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。） （注）法人でない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。</li> <li>vii 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）</li> <li>viii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人</li> </ul> </li> </ol>	<p>族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。</p> <p>◎社会福祉法 第61条（事業経営の準則）</p> <p>1 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営む者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を営む者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。</li> <li>二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を営む者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。</li> <li>三 社会福祉事業を営む者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。</li> </ol> <p>◎審査基準 第3-1-（1）、（3）、（4）、（5）、（6）</p> <p>第3 法人の組織運営</p> <p>1 役員等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないこと、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えないこと。</li> <li>（3）実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。</li> <li>（4）地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。</li> <li>（5）次に掲げる者は、評議員又は役員になることはできないこと（法40条第1項及び第44条第1項）。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 法人（同項第1号）</li> <li>② 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの</li> <li>③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第3号）</li> <li>④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第4号）</li> <li>⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第5号）</li> </ol> </li> <li>（6）暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。</li> </ol>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>※ 法人監査における確認事項ではないが、租税特別措置法第40条第1項の適用を受けるための条件とされ特殊の関係にある者の範囲については、上記（注2）と同一ではないため留意が必要である。</p> <p>※ 法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、評議員が業務執行に該当する業務を行うことは適当ではない。このため、例えば、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは適当ではない。一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは可能である。</p> <p>○ 法人は、評議員の選任に当たり、評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行う必要がある。確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないものであるが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられる。特に、欠格事由の②の確認方法としては、誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられる。なお、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって当該欠格事由に当たるとすることはできないことに留意が必要である。</p> <p>○ 当該法人の役員又は職員との兼職の有無の確認については、法人が保有する関係書類により、該当する者がいないかを確認する。</p> <p>○ 上記（注2）の特殊の関係にある者の③のみに該当しない場合であっても、関係行政庁の職員が法人の評議員になることは、法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」（第1項第2号）及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」（同項第3号）と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らすと適当ではないことに留意する必要がある。</p> <p>○ 社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が評議員となることのみをもって不当な関与であるとはいえないが、役員と同様に評議員総数の5分の1を超える割合を占める場合は、不当な関与に当たるものと考えられる（法第109条第5項（役員に関する規定）参照）。</p> <p>○ 評議員会の役割の重要性に鑑み、実際に評議員会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に評議員として選任され、その結果、評議員会を欠席することとなることは適当ではないため、評議員にこのような者がいないかについて確認する。</p> <p>この場合に、評議員として不適当であるとの判断を行う基準は、原則として、前年度から当該年度までの間における評議員会を全て欠席している者であることとする。ただし、前記の評議員会の開催が1回のみである場合には、直近2回の評議員会を欠席している者であることとする（なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない）。</p>		

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
(2) 評議員会の招集・運営	3 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。	<p>(1) 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超過しているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 評議員の数は定款で定めた理事の員数を超過する数でなければならない(法第40条第3項、注)。</p> <p>なお、定款で定めた評議員の員数が定款で定めた理事の員数を超過していればよいということではないことに留意する必要がある。</p>	<p>◎社会福祉法 第40条(評議員の資格等)</p> <p>3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超過する数でなければならない。</p>	<p>定款 評議員名簿 役員名簿 評議員の選任に関する書類(評議員選任・解任委員会の議事録、委嘱状、就任承諾書等) 理事の選任・解任等に関する書類(理事が選任された評議員会の議事録、委嘱状、就任承諾書等)</p>
	1 評議員会の招集が適正に行われているか。	<p>(1) 評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。</p> <p>(2) 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によるか。</p> <p>(3) 定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等(注)を定め、理事が評議員会の1週間(中7日)又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに評議員に書面又は電磁的方法(電子メール等)により通知をする方法で行われなければならない(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、施行規則第2条の12。ただし、定時評議員会の場合は計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定(法第45条の3第1項)との関連から、開催日は理事会と2週間(中14日間)以上の間隔を確保する)。なお、電磁的方法で通知する場合には、評議員の承諾を得なければならない。</p> <p>(注) 理事会の決議により定めなければならない事項(招集通知に記載しなければならない事項)(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項)</p> <p>① 評議員会の日時及び場所、② 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、③ 評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合はその旨。規則第2条の12)</p> <p>なお、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができることとされており(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第183条)、この場合には招集の通知を</p>	<p>◎社会福祉法 第45条の9(評議員会の運営)</p> <p>1 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。</p> <p>◎社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法 第181条</p> <p>評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 評議員会の日時及び場所</p> <p>二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第45の9第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>◎社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法 第182条</p> <p>評議員会を招集するには、理事(社会福祉法第45の9第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあつては、当該評議員。次項において同じ。)は、評議員会の日の1週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、評議員に対して、書面での通知を発しなければならない。</p> <p>2 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法(社会福祉法第34条の2第2項第4号に規定する電磁的方法をいう。)により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。</p>	<p>評議員会の招集通知 理事会の議事録 評議員会の議事録 評議員全員の同意が確認できる書類</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	<p>2 決議が適正に行われているか。</p>	<p>省略できるが、評議員会の日時等に関する理事会の決議は省略できないことに留意するとともに、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要である。</p> <p>○ 定時評議員会は毎会計年度終了後一定の時期に招集されなければならない(法第45条の9第1項)、また、計算書類等については、毎年6月末日までに定時評議員会の承認を受けた若しくは定時評議員会に報告した上で、所轄庁に届出をしなければならない(第45条の30、第45条の31、第59条第1項)。そのため、計算書類等を所轄庁に届け出る毎年6月末日(定款に開催時期の定めがある場合にはそのとき)までに定時評議員会が開催されているかについて確認する。なお、定時評議員会の開催時期については、定款に具体的に記載されることが望ましいものであり、当該時期を定款に記載した場合には、当該時期までに開催される必要がある(定款例第11条参照)。</p> <p>(1) 決議には必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。</p> <p>(2) 決議が必要な事項について、決議が行われているか。</p> <p>(3) 特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。</p> <p>(4) 決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。</p> <p>(5) 評議員会の決議があったとみなされた場合(決議を省略した場合)や評議員会への報告があったとみなされた場合(報告を省略した場合)に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 評議員会で決議を行うためには、議決に加わることができる評議員の過半数(定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上)の出席が必要である(法第45条の9第6項)。なお、この「議決に加わることができる評議員」には、当該決議に特別の利害関係を有する評議員(法第45条の9第8項)は含まれない。</p> <p>○ 評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができる(法第45条の8第2項)。定款に定める事項の他、次の事項について、評議員会の決議が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事、監事、会計監査人の選任及び解任</li> <li>・ 理事、監事の報酬等の決議(定款に報酬等の額を定める場合を除く。)</li> <li>・ 理事等の責任の免除</li> <li>・ 役員報酬等基準の承認</li> <li>・ 計算書類の承認</li> <li>・ 定款の変更</li> <li>・ 解散の決議</li> <li>・ 合併の承認</li> </ul>	<p>3 前2項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>◎<b>社会福祉法第45条の29(計算書類等の評議員への提供)</b></p> <p>理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告(同条第2項の規定を適用がある場合にあっては会計報告を含む。)を提供しなければならない。</p> <p>◎<b>社会福祉施行規則 第2条の12(召集の決定事項)</b></p> <p>法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合にあっては、その旨)とする。</p> <p>◎<b>社会福祉法 第45条の9(評議員会の運営)</b></p> <p>6 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)をもって行う。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 第45条の4第1項の評議員会(監事を解任する場合に限る。)</li> <li>二 第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の評議員会</li> <li>三 第45条の36第1項の評議員会</li> <li>四 第46条第1項第1号の評議員会</li> <li>五 第52条、第54条の2第1項及び第54条の8の評議員会</li> </ol> <p>8 前2項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。</p> <p>◎<b>社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法 第194条第1項</b></p> <p>理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。</p> <p>◎<b>社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法 第195条</b></p> <p>理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評</p>	<p>定款 評議員会の議事録 同意の意思表示の書面又は電磁的記録 法人が決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認した書類</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	<p>3 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。</p>	<p>・ 社会福祉充実計画の承認</p> <p>なお、定時評議員会に提出された事業報告については、定款において承認が必要と定めた場合を除き、承認は不要だが、理事による報告が必要となる（法第45条の30第3項）。</p> <p>○ 評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係（注1）を有する評議員が議決に加わることはできないことから（法第45条の9第8項）、当該特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認しておく必要がある。</p> <p>（注1）「特別の利害関係」とは、評議員が、その決議について、法人に対する善管注意義務（法第38条、民法（明治29年法律第89号）第644条）を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものである。</p> <p>○ 評議員会における普通決議（特別決議以外の決議）は、出席者の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の賛成（法第45条の9第6項）をもって行い、特別決議（注2）は、議決に加わることができる評議員の3分の2（定款で3分の2を上回る割合を定めた場合にはその割合）以上の賛成（法第45条の9第7項）をもって行われる必要がある。</p> <p>（注2）特別決議によって行われることが必要な議案（法第45条の9第7項）</p> <p>①監事の解任、②役員等の損害賠償責任の一部免除、③定款変更、④法人の解散、⑤法人の合併契約の承認</p> <p>○ 評議会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこととされていることから、評議員が欠席した場合に書面による議決権の行使（書面議決）が行われていないかを確認する。</p> <p>なお、理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項）。また、理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったとみなされる（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第195条）。そのため、当該決議の省略又は報告の省略がなされた場合には、当該書面又は電磁的記録があるかを確認する。</p> <p>(1) 厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成しているか。  (2) 議事録を法人の事務所に法定の期間備え置いているか。  (3) 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間備え置いて</p>	<p>議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。</p> <p>◎社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法 第194条第1項、第2項</p> <p>1 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるも</p>	<p>評議員会の議事録  同意の意思表示を行った書面又</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>いるか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 評議員会は、法人の基本的事項についての決議を行う機関であり、その議事内容は法人にとって重要な資料であることから、法人においては、評議員会の決議の内容等について記録した議事録を作成し（法第45条の11第1項）、評議員及び債権者等が閲覧できるようにすることが義務付けられている（同条第4項）。</p> <p>○ 定款に議事録署名人（議事録に署名又は記名押印することと定められた者をいう。）が定められている場合には、定款に従ってその署名又は記名押印がなされているかを確認する。なお、法令上は、評議員会の議事録に、出席した評議員が署名又は記名押印することを必要とする旨の規定はないが、議事録の内容が適正なものであることを担保する観点から、定款に議事録署名人に関する規定を設けることが望ましい（定款例第14条参照）。</p> <p>○ 議事録の記載事項としては、開催された評議員会に関する事項（規則第2条の15第3項）（注1）、評議員会の決議を省略した場合（評議員会の決議があったとみなされた場合）の事項（同条第4項第1号）（注2）及び理事の評議員会への報告を省略した場合（報告があったとみなされた場合）の事項（同項第2号）（注3）があり、必要な記載事項が記載されているかについて確認する。</p> <p>（注1）開催された評議員会の内容に関する議事録の記載事項（規則第2条の15第3項）。</p> <p>① 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。）</p> <p>② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名</p> <p>④ 法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>i 監事による監事の選任若しくは解任又は辞任に関する意見（法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第1項）</p> <p>ii 監事を辞任した者による監事を辞任した旨及びその理由（辞任後最初に開催される評議員会に限る。法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第2項）</p> <p>iii 会計監査人による会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任に関する意見（法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第4項）</p> <p>iv 会計監査人を辞任した又は解任された者による会計監査人を辞任した旨及びその理由又は解任についての意見（辞任又は</p>	<p>のに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。</p> <p>2 一般財団法人は、前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の11（議事録）</p> <p>1 評議員会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人は、評議員会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>3 社会福祉法人は、評議員会の日から5年間、第1項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第2号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつづいているときは、この限りでない。</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の15（評議員会の議事録）</p> <p>法第45条の11第1項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。2 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。</p> <p>3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <p>一 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）</p> <p>二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名</p> <p>四 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>イ 法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第1項（法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第4項において準用する場合を含む。）</p> <p>ロ 法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第2項（法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第4項において準用する場合を含む。）</p> <p>ハ 法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第102条</p> <p>ニ 法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一</p>	<p>は電磁的記録</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>解任後最初に開催される評議員会に限る。同上)</p> <p>v 監事による理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料が法令若しくは定款に違反し、若しくは不当な事項があると認める場合の調査結果(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第102条)</p> <p>vi 監事による監事の報酬等についての意見(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第3項)</p> <p>vii 会計監査人による法人の計算書類及び附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて、監事と意見を異にするときの意見(法第45条の19第6項において準用する一般法人法第109条第1項)</p> <p>viii 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意見(法第45条の19第6項において準用する一般法人法第109条第2項)</p> <p>⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称</p> <p>⑥ 議長の名(議長が存する場合に限る。)</p> <p>⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>(注2) 評議員会の決議を省略した場合(評議員会の決議があったとみなされた場合)の議事録の記載事項(規則第2条の15第4項第1号)</p> <p>① 決議を省略した事項の内容</p> <p>② 決議を省略した事項の提案をした者の氏名</p> <p>③ 評議員会の決議があったものとみなされた日</p> <p>④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録を事務所に備え置くだけでなく、内容について評議員会の議事録に記載しなければならないことに留意すること。</p> <p>(注3) 理事の評議員会への報告を省略した場合(報告があったとみなされた場合)の議事録の記載事項(同項第2号)</p> <p>① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容</p> <p>② 評議員会への報告があったものとみなされた日</p> <p>③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示の書面等を事務所に備え置く必要はないこと。</p> <p>○ 議事録については、記載された事項の全てについて、評議員や債権者等が、その関係書類と併せて内容の確認ができるよう明確に記載する方法によらなければならない。</p>	<p>一般財団法人に関する法律第105条第3項</p> <p>ホ 法第45条の19第6項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第109条第1項</p> <p>へ 法第45条の19第6項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第109条第2項</p> <p>五 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称</p> <p>六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名</p> <p>七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>4 次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。</p> <p>一 法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた場合次に掲げる事項</p> <p>イ 評議員会の決議があつたものとみなされた事項の内容</p> <p>ロ イの事項の提案をした者の氏名</p> <p>ハ 評議員会の決議があつたものとみなされた日</p> <p>ニ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>二 法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第195条の規定により評議員会への報告があつたものとみなされた場合次に掲げる事項</p> <p>イ 評議員会への報告があつたものとみなされた事項の内容</p> <p>ロ 評議員会への報告があつたものとみなされた日</p> <p>ハ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	<p>4 決算手続は法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。</p>	<p>(1) 計算関係書類等について、監事の監査を受けているか。  (2) 会計監査人設置法人は、計算関係書類等について、会計監査人に監査を受けているか。  (3) 計算関係書類等は理事会の承認を受けているか。  (4) 会計監査人設置法人以外の法人は、計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けているか。  (5) 会計監査人設置法人は、計算書類及び財産目録を定時評議員会に報告しているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;  ○ 決算に際しては、毎会計年度終了後3か月以内に、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録（以下「計算関係書類等」という。）を作成し、所轄庁に提出しなければならない（法第59条）。  ○ 計算関係書類等を所轄庁に提出するにあたっては、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については定時評議員会の承認を受けたものでなければならない（法第45条の30、規則第2条の40）。ただし、会計監査人設置法人においては、一定の要件（注1）を満たす場合には、計算書類及び財産目録については定時評議員会においてその内容を報告することで足りる（法第45条の31、規則第2条の40）。  （注1）会計監査人設置法人が、次の①から③の全ての要件を満たす場合には、計算書類又は財産目録について、評議員会の承認を要せず、報告することで足りる。（規則第2条の39、第2条の40）。  ① 計算書類又は財産目録についての会計監査報告に無限定適正意見が付されていること  ② 会計監査報告に関する監事の監査報告に、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと  ③ 計算書類又は財産目録について、特定監事が期限までに監査報告の内容を通知しなかったことにより、監事の監査を受けたものとみなされたものでないこと  ○ 計算関係書類等について理事会の承認を受けるにあたっては、監事の監査を受けなければならない。会計監査人を置く場合は、監事の監査に加え、計算関係書類等について会計監査人の監査を受けなければならない（注2）。  （注2）監事の監査及び会計監査人の監査については、Iの5「監事」、7「会計監査人」を参照。</p>	<p>◎社会福祉法 第45条の19（会計監査人）  会計監査人は、次節の定めるところにより、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、厚生労働省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。  2 会計監査人は、前項の規定によるもののほか、財産目録その他の厚生労働省令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。  3 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び当該会計監査人設置社会福祉法人の職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。  一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面  二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの  4 会計監査人は、その職務を行う必要があるときは、会計監査人設置社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。  5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。  一 第45条の2第3項に規定する者  二 理事、監事又は当該会計監査人設置社会福祉法人の職員である者  三 会計監査人設置社会福祉法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者  6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第108条から第110条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第109条（見出しを含む。）中「定時社員総会」とあるのは、「定時評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の30（計算書類等の定時評議員会への提出等）  理事は、第45条の28第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。  2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。  3 理事は、第1項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の31（会計監査人設置社会福祉法人の特則）  会計監査人設置社会福祉法人については、第45条の28第3項の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い社会福祉法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、前条第2項の規定は、適用しない。この場合においては、</p>	<p>定款  経理規程  監事による監査報告  会計監査人による会計監査報告  理事会の議事録  評議員会の議事録等</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
			<p>理事は、当該計算書類の内容を定時評議員会に報告しなければならない。</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の39（計算書類の承認の特則に関する要件）</p> <p>法第45条の31に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 法第45条の31に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に第2条の30第1項第2号イに定める事項が含まれていること。</li> <li>二 前号の会計監査報告に係る監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとする意見がないこと。</li> <li>三 法第45条の31に規定する計算書類が第2条の34第3項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと</li> </ul> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の40（財産目録）</p> <p>法第45条の34第1項第1号に掲げる財産目録は、定時評議員会（法第45条の31の規定の適用がある場合にあつては、理事会）の承認を受けなければならない。</p> <p>2 法第45条の28から第45条の31まで及び第2条の26から第2条の39までの規定は、社会福祉法人が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。</p>	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
4 理事 (1) 定数	1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	(1) 定款に定める員数が選任されているか。 (2) 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。 (3) 欠員が生じていないか。  <着眼点> ○ 理事会は、①法人の業務執行の決定、②理事の職務の執行の監督、③理事長の選定及び解職を行うものであり、理事会を構成する理事は、その理事会における意思決定を通じて業務執行の決定又は監督を行うという意味で、法人の運営における重要な役割を担っている。 理事の員数は、6人以上（法第44条第3項）の数を定款に定め、その定款に定めた員数が実際に選任されているか。 ○ 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならない（法第45条の7）。	◎社会福祉法 第44条（役員等の資格等） 3 理事は6人以上、監事は2人以上でなければならない。 ◎社会福祉法 第45条の7（役員等の欠員補充） 理事のうち、定款で定めた理事の員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。 2 前項の規定は、監事について準用する。	定款 理事の選任に関する評議員会議事録 理事会の議事録 その他関係書類
(2) 選任及び解任	1 理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	(1) 評議員会の決議により選任又は解任されているか。 (2) 理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。  <着眼点> ○ 理事の選任は評議員会の決議により行うため（法第43条第1項）、評議員会の決議が適切になされているかについて確認する（評議員会の決議については、3「評議員・評議委員会」の（2）の2参照）。 ○ 法人と理事との関係は、評議員と同様に、委任に関する規定に従う（法第38条）。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾したことにより、その時点（承諾のときに理事の任期が開始していない場合は任期の開始時）から理事となる。 ○ 理事の解任は、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき」、「心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき」のいずれかに該当するときに、評議員会の決議により行うが（法第45条の4第1項）、安定的な法人運営や利用者の処遇に及ぼす影響が大きいことから、評議員会によって解任権が濫用されることがあってはならない。そのため、理事が研式的に職務上の義務に違反し又は職務を懈怠したという事実や健康状態のみをもって解任することはできず、現に法人運営に重大な損害を及ぼし、又は、適正な事業運営を阻害するような、理事等の不適正な行為など重大な義務違反等がある場合に限定されるものと解すべきである。	◎社会福祉法 第43条（役員等の選任） 1 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。 ◎社会福祉法 第45条の4（役員又は会計監査人の解任等） 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 2 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第284条（第2号に係る部分に限る。）、第285条及び第286条の規定は、役員又は評議員の解任の訴えについて準用する。	
(3) 適格性	1 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。	(1) 欠格事由を有する者が選任されていないか。 (2) 各理事について、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか。	◎社会福祉法第44条第1項により準用される法40条第1項 次に掲げる者は、評議員となることができない。 一 法人	役員を選任手続における関係書類（履歴書、誓約

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	ない。	<p>(3) 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっているか。</p> <p>(4) 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていないか。</p> <p>(5) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。</p> <p>(6) 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 理事は、理事会の構成員として、法人の業務執行の決定をする等法人の運営における重要な役割を担い、その職務を個々の責任に基づいて行うものであることから、当該責任を全うさせるため、理事について、一定の事由が欠格事由（注1）として定められる（法第44条第1項により準用される法第40条第1項）とともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を果たすため、各理事と特殊の関係にある者及び当該理事の合計（注2）が、理事総数の3分の1（上限は当該理事を含めずに3人）を超えて含まれてはならない（法第44条第6項）。また、法人の高い公益性に鑑み、暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持ってはならず、評議員と同様に暴力団員等の反社会的勢力の者が理事になることはできない。</p> <p>（注1）欠格事由（理事となることができない者）については、評議員と同じく次のとおりである。</p> <p>① 法人</p> <p>② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員</p> <p>⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>（注2）各理事と特殊関係がある者の範囲は以下のとおり。</p> <p>① 配偶者</p> <p>② 三親等以内の親族</p> <p>③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の10）</p> <p>i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ii 当該理事の使用人</p> <p>iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>iv ii又はiiiの配偶者</p> <p>v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一に</p>	<p>二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員</p> <p>六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第128条第1号ニ及び第3号において「暴力団員等」という。）</p> <p>◎社会福祉法 第44条（役員の資格等）</p> <p>6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が3人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。</p> <p>◎（参考）社会福祉法 第61条（事業経営の準則）</p> <p>国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営業者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。</p> <p>一 国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を営業者者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。</p> <p>二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を営業者者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。</p> <p>三 社会福祉事業を営業者者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。</p> <p>◎社会福祉法 第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）</p> <p>市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者者の過半数が参加するものとする。</p> <p>一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</p>	書等) 役員名簿 理事会及び評議員会の議事録等

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<p>する者</p> <p>vi 当該理事が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限り。)</p> <p>(注) 法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。</p> <p>vii 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限り。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人</li> </ul> <p>※ 法人監査における確認事項ではないが、租税特別措置法第40条第1項の適用を受けるための条件とされる特殊の関係にある者の範囲については、上記(注2)と同一ではないため留意が必要。</p> <p>○ 法人は、理事の選任に当たり、理事候補者が欠格事由に該当しないか、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて確認を行う必要がある。確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられる。特に、欠格事由の②の確認方法としては、誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、必要に応じて、法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられる。なお、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって当該欠格事由に当たるとすることはできないことに留意が必要である。</p> <p>○ 上記(注2)特殊の関係にある者の③のviiに該当しない場合であっても、関係行政庁の職員が法人の理事となることは法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」(第1項第2号)及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」(同項第3号)と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らすと適当ではないことに所轄庁等関係行政庁は留意する必要がある。</p> <p>○ 社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が役員となることのみをもって不当な関与であるとはいえないが、役員総数(注3)の5分の1を超える割合を占める場合は、不当な関与といえるため、法により認められていない(法第109条第5項)。</p> <p>(注3) 法第109条第5項は、役員総数に対する関係行政庁の職員である役員の割合について規定しており、役員、すなわち、理事と監事の合計数で判断される。</p> <p>○ 理事会の役割の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者や地</p>	<p>二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</p> <p>三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</p> <p>四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p> <p>2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第252条の20に規定する区及び同法第252条の20の2に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。</p> <p>3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。</p> <p>4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。</p> <p>5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の5分の1を超えてはならない。</p> <p>6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。</p> <p>◎社会福祉法 第110条(都道府県社会福祉協議会)</p> <p>都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 前条第1項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの</li> <li>二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修</li> <li>三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言</li> <li>四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整</li> </ul> <p>2 前条第5項及び第6項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。</p> <p>◎社会福祉法 第111条(社会福祉協議会連合会)</p> <p>都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。</p> <p>2 第109条第5項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>2 理事として含まれていなければならない者が選任されているか。</p>	<p>方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に理事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではないため、理事にこのような者がいないかについて確認する。</p> <p>この場合の理事として不適当であると判断するための基準は、原則として、前年度から当該年度までの間において理事会を2回以上続けて欠席している者であることによることとする（なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない）。</p> <p>(1) 社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。  (2) 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。  (3) 施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;  ○ 理事のうちには、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれている必要がある（法第44条第4項第1号、第2号）。また、施設を設置している法人は、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、「施設の管理者」（注）が理事として選任されている必要がある（同項第3号）。</p>	<p>◎審査基準 第3-1-(1)、(3)、(4)、(5)、(6)  第3 法人の組織運営  1 役員等  (1) 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないこと、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えないこと。  (3) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。  (4) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。  (5) 次に掲げる者は、評議員又は役員になることはできないこと（法40条第1項及び第44条第1項）。  ① 法人（同項第1号）  ② 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの  ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第3号）  ④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第4号）  ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第5号）  (6) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。</p> <p>◎社会福祉法 第44条（役員等の資格等）  4 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。  一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者  二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者  三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者</p>	<p>理事の選任手続における関係書類（履歴書等）  役員名簿  理事会及び評議員会の議事録等</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
(4) 理事長	1 理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。	<p>(注)「施設の管理者」については、当該法人が複数の施設を設置している場合は、全ての施設の管理者を理事とする必要があるのではなく、施設の管理者のうち1名以上が理事に選任されていれば足りる。</p> <p>なお、この場合の「施設」とは、原則として、法第62条第1項の第1種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいうが、第2種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に取扱う。</p> <p>○ 「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」については、法人において、それぞれ「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。</p> <p>なお、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」に関する審査要領第3の(3)の記載は例示であって、それらの者に限定されるものではなく、また、それらの者が必ず含まれなければならないものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1) 理事会の決議で理事長を選定しているか。  (2) 業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 理事長は、法人の代表権（法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を対外的にする権限（法第45条の17第1項））を有するとともに、対内的に法人の業務を執行する権限も有する（法第45条の16第2項第1号）ものであり、理事会で理事の中から選定されなければならない（法第45条の13第3項）。</p> <p>なお、平成28年改正法の施行後においては、法律上、法人の代表権を有する者は理事長のみとされ、理事長の代表権を他の者に委任することはできない（理事長の職務代行者を定め、職務代行者名で法人の代表権を行使できることとする旨の定款の記載は無効である。）。また、法人の代表者の登記については、法に定める理事長以外の者を代表者として登記することはできないことにも留意する必要がある。</p> <p>○ 理事長の他に、理事の中から法人の業務を執行する理事（業務執行理事）を理事会で選定することができる（法第45条の16第2項第2号）。なお、業務執行理事は、法人の代表権を有さない（理事長の職務代行者として法人の対外的な業務を執行することはできず、業務を執行する場合には理事長名で行う）ことに留意する必要がある。</p>	<p>◎社会福祉法 第45条の13（理事会の権限等）  3 理事会は、理事の中から理事長1人を選定しなければならない。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の16（理事の職務及び権限等）  2 次に掲げる理事は、社会福祉法人の業務を執行する。  一 理事長  二 理事長以外の理事であつて、理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの</p>	定款 理事会の議事録

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
5 監事 (1) 定数	1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	<p>(1) 定款に定める員数が選任されているか。</p> <p>(2) 定員で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。</p> <p>(3) 欠員が生じていないか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成するとともに（法第45条の18第1項）、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は当該法人の業務及び財産の状況を調査することができ（同条第2項）、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っている。</p> <p>監事の員数は、2人以上（法第44条第3項）の数を定款に定める。</p> <p>○ 定款に定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならない（法第45条の7）。</p> <p>○ 監事に定款で定めた員数の3分の1を超えない欠員がある場合は、法令に直接的に明記されているものではないが、監事の役割が十分に発揮できないおそれがあり、法人運営の観点から適当ではないことから、法人において欠員の補充のための検討や手続が進められているかを確認する。</p>	<p>◎社会福祉法 第44条（役員の資格等）</p> <p>3 理事は6人以上、監事は2人以上でなければならない。</p> <p>◎社会福祉法第45条の7第2項による第1項の準用（役員の欠員補充）</p> <p>理事のうち、定款で定めた理事の員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、監事について準用する。</p>	定款 監事の選任に関する評議員会議事録 理事会の議事録
(2) 選任及び解任	1 法令及び定款に定める手続きにより選任又は解任されているか。	<p>(1) 評議員会の決議により選任されているか。</p> <p>(2) 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。</p> <p>(3) 監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 監事の選任は評議員会の決議（注1）により行うため（法第43条第1項）、評議員会の決議が適切になされていることを確認する。</p> <p>（注1）評議員会の決議については、3「評議員・評議員会」の（2）の2参照</p> <p>○ 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行（理事会の構成員として行う行為を含む。）を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数（注2）の同意を得なければならない（法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項）。</p> <p>（注2）「監事の過半数」については、在任する監事の過半数をいう。</p> <p>なお、理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えない。</p> <p>○ 法人と監事との関係は、評議員や理事と同様に、委任に関する規定に従う（法第38条）。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾す</p>	<p>◎社会福祉法 第43条（役員等の選任）</p> <p>役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。</p> <p>◎社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法 第72条第1項</p> <p>理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事（監事が2人以上ある場合にあつては、その過半数）の同意を得なければならない。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の4（役員又は会計監査人の解任等）</p> <p>役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。</p> <p>一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の9（評議員会の運営）</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。</p> <p>一 第45条の4第1項の評議員会（監事を解任する場合に限る。）</p> <p>◎社会福祉法第44条第1項により準用される法40条第1項</p> <p>次に掲げる者は、評議員となることができない。</p> <p>一 法人</p>	評議員会の議事録 評議員会の招集通知 評議員会の議題（及び議案）を決定した理事会の議事録 監事の選任に関する評議員会の議案についての監事の同意を証する書類 就任承諾書等

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	<p>2 監事となることができない者が選任されていないか。</p>	<p>ることで、その時点（承諾のときに監事の任期が開始していない場合は任期の開始時）から監事となる。なお、監事の選任の手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱を行うことが必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により監事に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。</p> <p>○ 監事の解任については、評議員会の特別決議（注3）により行う（法第45条の4第1項、法第45条の9第7項第1号）。（注3）評議員会の特別決議については、3「評議員・評議員会」の（2）の2参照</p> <p>(1) 欠格事由を有する者が選任されていないか。  (2) 評議員、理事又は職員を兼ねていないか。  (3) 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。  (4) 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1までとなっているか。  (5) 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。  (6) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していないか。  (7) 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;  ○ 監事は、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っていることから、欠格事由（注1）が定められるとともに（法第44条第1項により準用される法第40条第1項）、理事の職務の執行を監査する役割を果たすため、理事又は職員を兼ねることはできないこと（法第44条第2項）、各役員と特殊の関係にある者（注2）が含まれてはならないこと、また、複数（2人以上）の監事がそれぞれ独立して職務を執行することから他の監事と特殊の関係にある者が含まれてはならないこと（法第44条第7項）が定められている。さらに、法人の高い公益性に鑑み、暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持つてはならないものであり、評議員や理</p>	<p>二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの  三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員  六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第128条第1号ニ及び第3号において「暴力団員等」という。）</p> <p>◎社会福祉法 第40条（監事の職務）  2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。</p> <p>◎社会福祉法 第44条（役員資格等）  2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。  7 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。</p> <p>◎審査基準 第3-1-（1）、（3）、（4）、（5）、（6）  第3 法人の組織運営  1 役員等  （1） 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないこと、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員になつても差し支えないこと。  （3） 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目に選任することは適当でないこと。  （4） 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。  （5） 次に掲げる者は、評議員又は役員になることはできないこと（法40条第1項及び第44条第1項）。  ① 法人（同項第1号）  ② 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの  ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は</p>	<p>監事の選任手続における書類（履歴書、誓約書等）  役員名簿  理事会及び評議員会の議事録</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>事と同様に暴力団員等の反社会的勢力の者が監事になることはできない。  (注1) 欠格事由（監事となることができない者）は、評議員及び理事と同じく次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 法人</li> <li>② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</li> <li>③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員</li> <li>⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</li> </ol> <p>(注2) 各役員と特殊の関係にある者の範囲は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 配偶者</li> <li>② 三親等以内の親族</li> <li>③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の11） <ol style="list-style-type: none"> <li>i 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</li> <li>ii 当該役員の使用人</li> <li>iii 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</li> <li>iv ii又はiiiの配偶者</li> <li>v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者</li> <li>vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。）（注）法人ではない団体の代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。viiにおいて同じ。</li> <li>vii 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。）</li> <li>viii 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）</li> <li>ix 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一</li> </ol> </li> </ol>	<p>法の規定に違反して刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第3号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第4号）</li> <li>⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第5号）</li> </ol> <p>(6) 暴力団員等の反社会勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人</li> </ul> <p>※ 法人監査における確認事項ではないが、租税特別措置法第40条第1項の適用を受けるための条件となる特殊関係者の範囲については、上記（注2）と同一ではないため留意が必要。</p> <p>※ 法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に、計算書類等を作成する立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たるため、これらの者を監事に選任することは適当ではないが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、監事に選任することは可能である。</p> <p>○ 法人においては、監事の選任に当たり、欠格事由を有していないか、各役員（理事及び監事）と特殊の関係にある者が含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて確認を行う必要がある。確認方法としては、履歴書若しくは契約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認を行うことも考えられる。特に、欠格事由の②の確認方法としては、誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられる。なお、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって当該欠格事由に当たるとすることはできないことに留意が必要である。</p> <p>○ 上記（注2）特殊の関係にある者の③のviに該当しない場合であっても、関係行政庁の職員が法人の監事となることは法第61条に、「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」（第1項第2号）及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」（同項第3号）と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らすと適当ではないことに所轄庁等関係行政庁は留意する必要がある。</p> <p>○ 社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が役員となることのみをもって不当な関与であるとはいえないが、役員総数（注3）の5分の1を超える割合を占める場合は不当な関与であると考えられるため、法により認められていない（法第109条第5項）。</p> <p>（注3）法第109条第5項は、役員総数に対する関係行政庁の職員である役員との割合について規定しており、役員、すなわち、理事と監事の合計数で判断されるものである。</p> <p>○ 上記の監事の役割の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的、慣例的に監事とし</p>		

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	3 法に定める者が含まれているか。	<p>て選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではないため、監事にこのような者がいないかを確認する。この場合の監事として不適当であると判断するための基準は、原則として、前年度から当該年度までの間及びその前年度において理事会を2回以上続けて欠席している者であることによることとする（なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない）。</p> <p>(1) 社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 監事は、監査を行うに当たり、当該法人の業務及び財産の状況を確認するものであることから、「社会福祉事業について識見を有する者」(注1)及び「財務管理について識見を有する者」(注2)が含まれている必要がある(法第44条第5項)。</p> <p>○ 「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」については、法人において、それぞれ「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として適正な手続きにより選任されている限り、制限を受けるものではない。</p> <p>(注1)「社会福祉事業について識見を有する者」についての審査要領の記載(第3の(2))は例示であって、それらの者に限定されるものではなく、また、それらの者が必ず含まなければならないものでもない。</p> <p>(注2)「財務管理について識見を有する者」については、公認会計士又は税理士が望ましい(審査基準第3-4-(5))。また、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者も考えられるが、これらの者に限られるものではない。</p>	<p>◎社会福祉法 第44条(役員の資格等)</p> <p>5 監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。</p> <p>一 社会福祉事業について識見を有する者</p> <p>二 財務管理について識見を有する者</p>	<p>監事の選任手続における書類(履歴書等)</p> <p>役員名簿</p> <p>理事会及び評議員会の議事録</p>
(3) 職務・義務	1 法令に定めるところにより業務を行っているか。	<p>(1) 理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならない(法第45条の18第1項)。毎会計年度の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令に定めるところにより、監事の監査を受けなければならない(法第45条の28(※))、計算書類及びその附属明細書(計算関係書類(規則第2条の26第1項))の監査と、事業報告及びその附属明細書(以下「事業報告等」という。)の監査について、それぞれ監査報告の内容及びその作成等の手続に関する規定が法及び規則に設けられている。</p>	<p>◎社会福祉法 第45条の18(監事)</p> <p>監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の28(計算書類等の監査等)</p> <p>前条第2項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。</p> <p>一 前条第2項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人</p> <p>二 前条第2項の事業報告及びその附属明細書 監事</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の26(計算関係書類の監査)</p>	<p>監査報告</p> <p>監査報告の内容の通知文書</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<p>※規則第2条の40第2項において財産目録の承認手続についても当該条項が準用される。</p> <p>○ 監事の監査については、計算関係書類の監査と事業報告等の監査のそれぞれについて、監査報告の内容を理事等に通知する監事（特定監事）を定めることができる（この監事を定めない場合は、全ての監事が通知を行うこととなる。規則第2条の28、第2条の34、第2条の37）。</p> <p>○ 計算関係書類の監査については、会計監査人設置法人では、計算関係書類に係る会計監査人の会計監査報告があることを前提として監事の監査が行われるため、会計監査人設置法人と会計監査人非設置法人とで監査の内容は異なることとなる。</p> <p>○ 会計監査人非設置法人の計算関係書類についての監査報告の内容及び手続は、次のとおり定められている（規則第2条の27、第2条の28）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査報告の内容は次のとおり（規則第2条の27） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 監事の監査の方法及びその内容</li> <li>② 計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</li> <li>③ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</li> <li>④ 追記情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 会計方針の変更</li> <li>ii 重要な偶発事象</li> <li>iii 重要な後発事象のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容の強調する必要がある事項（規則第2条の27第2項）</li> </ul> </li> <li>⑤ 監査報告を作成した日 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定監事（注1）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事（注2）に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない（規則第2条の28第1項）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日</li> <li>② 計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日</li> <li>③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合）</li> </ul> <p>（注1）計算関係書類についての監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう（規則第2条の28第5項）。</p> <p>（注2）計算関係書類についての監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事をいう（規則第2条の28第4項）。</p></li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>○ 会計監査人設置法人の計算関係書類についての監査報告の内容及び手続は、次のとおり定められている（規則第2条の31及び第2条の34）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査報告の内容は次のとおりである（規則第2条の31）。</li> </ul>	<p>法第45条の28第1項及び第2項の規定による監査（計算関係書類（各会計年度に係るものに限る。以下この条から第2条の34までにおいて同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）については、この条から第2条の34までに定めるところによる。</p> <p>2 前項に規定する監査には、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の27（監査報告の内容）</p> <p>監事（会計監査人設置社会福祉法人（法第31条第4項に規定する会計監査人設置社会福祉法人をいう。以下同じ。）の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 監事の監査の方法及びその内容</li> <li>二 計算関係書類が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</li> <li>三 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</li> <li>四 追記情報</li> <li>五 監査報告を作成した日</li> </ul> <p>2 前項第4号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 会計方針の変更</li> <li>二 重要な偶発事象</li> <li>三 重要な後発事象</li> </ul> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の28（監査報告の通知期限等）</p> <p>特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日</li> <li>二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日</li> <li>三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日</li> </ul> <p>2 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第1項の規定による通知を受ける理事を定めた場合当該通知を受ける理</li> </ul>	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<p>① 監事の監査の方法及びその内容</p> <p>② 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会計監査報告を期限までに受領していない場合はその旨）</p> <p>③ 重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）</p> <p>④ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項</p> <p>⑤ 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>⑥ 監査報告を作成した日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定監事（注3）は、次に掲げる日のうちいずれか遅い日までに、特定理事（注4）及び会計監査人に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない（規則第2条の34第1項）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 会計監査報告を受領した日から1週間を経過した日</li> <li>② 特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合）</li> </ul> </li> <li>（注3）計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう（規則第2条の32第5項）。</li> <li>（注4）計算関係書類についての監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事をいう（規則第2条の32第4項）。</li> </ul> <p>○ 事業報告等に係る監査については、次のとおり定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査報告等の内容は次のとおり規定されている（規則第2条の36）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 監事の監査の方法及びその内容</li> <li>② 事業報告等が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見</li> <li>③ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</li> <li>④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</li> <li>⑤ 監査に関連する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由</li> <li>⑥ 監査報告を作成した日</li> </ul> </li> <li>・ 特定監事（注5）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事（注6）に対し、事業報告等についての監査報告の内容を通知しなければならない（規則第2条の37第1項）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業報告を受領した日から4週間を経過した日</li> <li>② 事業報告の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日</li> <li>③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合）</li> </ul> </li> <li>（注5）事業報告等の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう（規則第2条の37第5項）。</li> </ul>	<p>事として定められた理事</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事</p> <p>5 第1項及び第3項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <p>一 第1項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき当該通知をすべき監事として定められた監事</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合全ての監事</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の31（会計監査人設置社会福祉法人の監事の監査報告の内容）</p> <p>会計監査人設置社会福祉法人の監事は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第3項に規定する場合にあつては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一 監事の監査の方法及びその内容</p> <p>二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（次条第3項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領していない旨）</p> <p>三 重要な後発事象（会計監査報告の内容となつているものを除く。）</p> <p>四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項</p> <p>五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>六 監査報告を作成した日</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の34（会計監査人設置社会福祉法人の監事の監査報告の通知期限）</p> <p>会計監査人設置社会福祉法人の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、計算関係書類に係る監査報告の内容を通知しなければならない。</p> <p>一 会計監査報告を受領した日（第2条の32第3項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から一週間を経過した日</p> <p>二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日</p> <p>2 計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第1項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の35（事業報告等の監査）</p> <p>法第45条の2第8第1項及び第2項の規定による監査（事業報告及びその附属明細書に係るものに限る。次条及び第2条の37において同じ。）については、次条及び第2条の37に定めるところによる。</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の36（監査報告の内容）</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>(注6) 事業報告等の監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事をいう（規則第2条の3第4項）。</p> <p>(2) 理事会への出席義務を履行しているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt; ○ 監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有し、毎年度の監査報告の作成の義務を負うとともに、次の義務を負う（法第45条の18第3項に</p>	<p>監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 監事の監査の方法及びその内容</li> <li>二 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見</li> <li>三 当該社会福祉法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実</li> <li>四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由</li> <li>五 第2条の25第2項第2号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないとき、その旨及びその理由</li> <li>六 監査報告を作成した日</li> </ol> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の37（監査報告の通知期限等）</p> <p>特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、事業報告及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 当該事業報告を受領した日から四週間を経過した日</li> <li>二 当該事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日</li> <li>三 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日</li> </ol> <p>2 事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第1項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 第1項の規定による通知を受ける理事を定めた場合当該通知を受ける理事として定められた理事</li> <li>二 前号に掲げる場合以外の場合事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事</li> </ol> <p>5 第1項及び第3項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 第1項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき当該通知をすべき監事として定められた監事</li> <li>二 前号に掲げる場合以外の場合全ての監事</li> </ol> <p>◎社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法 第100条</p> <p>監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事（理事会設置一般</p>	<p>理事会の議事録</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
6 理事会 (1) 審議状況	1 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。	<p>より準用される一般法人法第100条から第102条まで)。</p> <p>① 理事の不正の行為がある若しくは当該行為をするおそれがあると認められる場合、又は法令、定款違反の事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合は、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。</p> <p>② 理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないこと。</p> <p>③ 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合、法令違反等の事実があると認めるときはその調査結果を評議員会に報告すること。</p> <p>○ 上記の①及び③は監査報告の記載内容である。</p> <p>(1) 権限を有する者が招集しているか。</p> <p>(2) 各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。</p> <p>(3) 招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 理事会は、各理事（理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事）が招集することとされている（法第45条の14第1項）。また、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その他の理事は招集権者である理事に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができ（同条第2項）、当該請求があった場合には、請求日から5日以内に、理事会の招集通知（請求日から2週間以内の日に理事会を開催するものである必要がある。）が発せられない場合には、その請求をした理事が理事会を招集することができる（同条第3項）。</p> <p>○ 理事会の招集する者は、理事会の日の1週間（中7日間）又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに、各理事及び各監事に対してその通知を发出しなければならない（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項）。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を发出せずに理事会を開催することができる（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項）。</p> <p>なお、理事会の招集通知は、各監事（監事の全員）に対しても发出しなければならないことに留意する必要がある。</p>	<p>社団法人にあっては、理事会）に報告しなければならない。</p> <p>◎社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法 第101条</p> <p>監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</p> <p>2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（第93条第1項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。</p> <p>◎社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法 第102条</p> <p>監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他厚生労働省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の14（理事会の運営）</p> <p>理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。</p> <p>◎社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般法人法 第94条第1項、第2項</p> <p>理事会を招集する者は、理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を发出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>	<p>理事会の招集通知</p> <p>理事会の議事録</p> <p>招集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意を証する書類</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>2 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。</p>	<p>(1) 決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。</p> <p>(2) 決議が必要な事項について、決議が行われているか。</p> <p>(3) 決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。</p> <p>(4) 理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。</p> <p>(5) 書面による議決権の行使が行われていないか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 理事会の決議は、必要な数以上の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われる必要がある（法第45条の14第4項、第5項）。</p> <p>法律上、決議に必要な出席者数（定足数）は議決に加わることのできる理事の過半数であり、決議に必要な賛成数は出席した理事の過半数であるが、定足数及び賛成数は定款の相対的記載事項であり、定款に過半数を超える割合を定めた場合には、その割合となる。なお、定款においては、特定の議案に関する決議について、過半数を超える割合とすることを定めることもできる。</p> <p>○ 次の事項については、理事会の決議を要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定</li> <li>・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職</li> <li>・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任</li> <li>・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止</li> <li>・ 内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）</li> <li>・ 競業及び利益相反取引の承認</li> <li>・ 計算書類及び事業報告等の承認</li> <li>・ 役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）</li> <li>・ 役員、会計監査人に対する補償契約及び役員、会計監査人のために締結される保険契約の内容の決定</li> <li>・ その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）</li> </ul> <p>○ 理事会の決議には、決議に特別の利害関係（注1）を有する理事が加わることができない（法第45条の14第5項）。理事会の決議に特別の利害関係を有している理事が加わっていないかについての確認は法人において行われる必要がある。</p> <p>（注1）「特別の利害関係」とは、理事が、その決議について、法人に対する忠実義務（法第45条の16第1項）を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものであり、「特別の利害関係」があるとされる場合としては、理事の競業取引（注2）や利益相反取引（注3）の承認（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第84条第1項）や理事の損害賠償責任の一部免除の決議（法第45条の20第4項により準用される一般法人法第114条第1項（法人の定款に規定がある場合に限る。））等の場合がある。</p>	<p>◎社会福祉法 第45条の14（理事会の運営）</p> <p>4 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。</p> <p>5 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。</p>	<p>定款 理事会議事録 理事の職務の執行に関する規程 理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>3 理事への権限の委任は適切に行われているか。</p>	<p>(注2) 理事が自己又は第三者のために当該法人の事業に属する取引を行うこと</p> <p>(注3) 理事が自己又は第三者のために法人と取引を行うこと</p> <p>○ 理事若しくは理事会が評議員を選任若しくは解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第31条第5項)。</p> <p>○ 平成28年改正法施行前は、定款に定めることにより、欠席した理事の書面による議決権の行使(書面議決)が認められていたが、平成28年改正法の施行後は、理事会における議決は対面(テレビ会議等によることを含む。)により行うこととされており、書面議決の方法によることはできなくなっている。書面による議決権の行使がなされた場合にはその取扱いを是正する必要がある。</p> <p>○ 理事会の議案について、理事の全員の事前の同意の意思表示がある場合には理事会の議決を省略することは認められているため、定款において決議の省略の定めがある場合には、理事の全員の事前の同意の意思表示により、当該議案について理事会の決議があったとみなされる(法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条)。この場合には、理事会の決議が省略されたことが理事会議事録の記載事項となり(規則第2条の17第4項第1号)、理事の全員の意思表示を記す書面又は電磁的記録は、決議があったとみなされた日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない(法第45条の15第1項)。また、当該提案について監事が異議を述べたときは決議要件を満たさないため、監事からも事前に異議を述べていないことを示す書面等を徴する等、確認を行う必要がある。</p> <p>(1) 理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。</p> <p>(2) 理事に委任される範囲が明確になっているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 理事会の権限である法人の業務執行の決定(法第45条の13第2項第1号)を、理事長等に委任することはできるが、法人運営に関する重要な事項及び理事(特に理事長や業務執行理事)の職務の執行の監督に必要な事項(注1)等については、理事会で決定されなければならないが、理事長等にその権限を委任することはできない(法第45条の13第4項)。また、理事へ権限を委任する際は、その責任の所在を明らかにするため、委任する権限の内容を明確にすべきである。</p> <p>なお、理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではないが、権限の明確化のため、規程等で定めるべきである。</p> <p>(注1) 理事に委任することができない事項(法第45条の13第4項各号)</p> <p>①重要な財産の処分及び譲受け、②多額の借財、③重要な役割を担う職員の選任及び解任、④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止、⑤内部管理体制の整備、⑥役員等の損害賠償責任の一部免除</p>	<p>◎社会福祉法 第45条の13(理事会の権限等)</p> <p>4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。</p> <p>一 重要な財産の処分及び譲受け</p> <p>二 多額の借財</p> <p>三 重要な役割を担う職員の選任及び解任</p> <p>四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止</p> <p>五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備</p> <p>六 第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定による定款の定めに基づく第45条の20第1項の責任の免除</p>	<p>理事会の議事録 理事に委任する事項を定める規程等</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	4 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。	<p>○ なお、理事に委任することができない上記事項のうち、①「重要」な財産、②「多額」の借財、③「重要な役割」を担う職員、④「重要な組織」の範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものであるが、理事に委任されている範囲を明確にするため、金額、役職又は役割、組織が行う業務等を具体的に決定すべきである。</p> <p>(1) 実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告がされているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 理事長及び業務執行理事は、理事会（注1）において、3か月に1回以上職務の執行状況についての報告をする。なお、この報告の回数は定款の相対的記載事項であり、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上（注2）とすることができる（法第45条の16第3項）。</p> <p>（注1）この報告は、実際に開催された理事会（決議の省略によらない理事会）において行わなければならない。</p> <p>（注2）定款で理事長及び業務執行理事の報告を「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上」と定めた場合、同一の会計年度の中では理事会の間隔が4か月を超えている必要があるが、会計年度をまたいだ場合、前回理事会から4か月を超える間隔が空いていなくても差し支えない。例えば、定款の定めに基づき、理事会を毎会計年度6月と3月に開催している場合、3月の理事会と6月の理事会との間隔は4か月を超えるものではないが、会計年度をまたいでいるため、当該間隔が4か月を超えていなくても差し支えない。</p> <p>なお、理事の理事会への報告事項については、理事及び監事の全員に当該事項を通知したときは、当該事項の理事会への報告を要しない（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第1項）。例えば、同条第1項の規定により報告を省略できるものとしては、競業又は利益相反取引をした理事の当該取引に関する報告（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第92条第2項）がある。もともと、上記の理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の定期的な報告については、この規定は適用されず（同条第2項）、必ず実際に開催された理事会において報告を行う必要がある。</p>	<p>◎社会福祉法 第45条の16（理事の職務及び権限等）</p> <p>3 前項各号に掲げる理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。</p>	定款 理事会の議事録
(2) 記録	1 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。	<p>(1) 法令で定めるところにより議事録が作成されているか。</p> <p>(2) 議事録には、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印がされているか。</p> <p>(3) 議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか。</p> <p>(4) 議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備置しているか。</p>	<p>◎社会福祉法 第45条の14（理事会の運営）</p> <p>6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p>	定款 議事録 理事全員の同意の意思表示を記した書類

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>&lt;着眼点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理事会は、法人の業務執行の決定等を決議により行う重要な機関であり、その決議の内容については、適切に記録される必要があるため、法令により議事録の内容及び作成手続が定められている。</li> <li>○ 議事録の記載事項は、次のとおりである（規則第2条の17第3項）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。）</li> <li>② 理事会が次に掲げるいずれかに該当するときは、その旨 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの（法第45条の14第2項）</li> <li>ii 招集権者以外の理事が招集したもの（法第45条の14第3項）</li> <li>iii 監事が招集を請求したことにより招集されたもの（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第2項）</li> <li>iv 監事が招集したもの（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第3項）</li> </ul> </li> <li>③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果 なお、理事会の決議に参加した理事であつて、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される（法第45条の14第8項）ことから、議事録においては、決議に関する各理事の賛否について正確に記録される必要がある。</li> <li>④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名</li> <li>⑤ 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 競業又は利益相反取引を行った理事による報告（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第92条第2項）</li> <li>ii 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条）</li> <li>iii 理事会において、監事が必要があると認めた場合に行う監事の意見（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項）</li> <li>iv 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事による報告（法第45条の22の2により準用される一般法人法第118条の2第4項）</li> </ul> </li> <li>⑥ 理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合（法第45条の14第6項）の、理事長以外の出席した理事の氏名</li> <li>⑦ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称（監査法人の場合）</li> <li>⑧ 議長の氏名（議長が存する場合）</li> </ul> </li> </ul>	<p>7 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。</p> <p>◎<b>社会福祉法 第45条の15（議事録等）</b></p> <p>社会福祉法人は、理事会の日（前条第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、前条第6項の議事録又は同条第9項において準用する同法第96条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
(3) 債権債務の状況	1 借入は、適正に行われているか。	<p>○ 理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条）は、理事会において実際の決議があったものではないが、次の事項を議事録に記載する（規則第2条の17第4項第1号）。</p> <p>① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容  ② ①の事項の提案をした理事の氏名  ③ 理事会の決議があったものとみなされた日  ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</p> <p>○ 理事、監事及び会計監査人が、理事会への報告事項について報告を要しないこととされた場合（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第1項）は、理事会において実際に報告があったものではないが、次の事項を議事録に記載する（規則第2条の17第4項第2号）。</p> <p>① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容  ② 理事会への報告を要しないものとされた日  ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</p> <p>○ 議事録については、その真正性を確保するため、出席者の署名又は記名押印に関する規定が設けられている。法律上、出席した理事及び監事全員の署名又は記名押印が必要とされているが、議事録署名人の範囲は定款の相対的記載事項であり、定款に定めることにより、理事全員ではなく理事長のみの署名又は記名押印で足りることとなる（法第45条の14第6項）。なお、議事録は、書面又は電磁的記録により作成する（規則第2条の17第2項）が、電磁的記録により作成する場合には、署名又は記名押印の代わりに電子署名をすること（規則第2条の18第1項第1号、第2項）が必要である。</p> <p>○ 理事会は、法人の業務執行の決定等の法人運営に関する重要な決定を行うものであり、評議員や債権者が閲覧等を行えるようにするため、議事録については、理事会の日から10年間、書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置く必要があり、また、理事会の議決を省略した場合（（1）の2参照）には、理事全員の同意の意思表示を記載若しくは記録した書面又は電磁的記録を、理事会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置く必要がある（法第45条の15第1項）。</p> <p>(1) 借入（多額の借財に限る。）は、理事会の決議を受けて行われているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 多額の借財については、法人の経営に影響を与えるおそれがあるため、理事会が理事長等の理事に委任することができない（法第45条の13第4項第2号）こととされており、これに該当する場合は、理事会の議決がなければ行うことができない。多額の借財の範囲は、理事会が理事長等の理事に委任する範囲として、専決規程（注）等において明確に定めるべきものである（定款例第24条参照）。</p>	<p>◎（参考）社会福祉法 第45条の13（理事会の権限等）</p> <p>4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。</p> <p>二 多額の借財</p>	<p>定款  理事会の議事録  借入金明細書（計算書類の附属明細書）  専決規程等  理事長による決裁文書</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
7 会計監査人	1 会計監査人は定款の定めにより設置されているか。	<p>(注) 定款例第24条においては、「日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する」とされており、法人において定款にこの規定を設ける場合には、「理事会が定めるもの」として専決規程等の規程を定めることとなる。なお、理事会において、専決規程等理事に委任する範囲を定めない場合には、全ての借入れに理事会の決議が必要となる。</p> <p>(1) 特定社会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。  (2) 会計監査人の設置を定款に定めた法人が、会計監査人を設置しているか。  (3) 会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人は定款の定めによって、会計監査人を設置することができる(法第36条第2項)。定款に会計監査人を設置することを定めた法人(会計監査人設置法人)は、会計監査人を設置しなければならない。</li> <li>○ 法人の経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化の観点から、特定社会福祉法人(2「内部管理体制」参照)は会計監査人の設置が義務付けられており(法第37条)、定款に会計監査人の設置について定めなければならない。</li> </ul> <p>また、設置義務がない法人も定款の定めにより会計監査人を設置することができ(法第36条第2項)、会計監査人の選任手続や職務内容等は設置義務の有無にかかわらず同一であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会計監査人は、法人の計算書類及びその附属明細書(計算関係書類)の監査を通じ、財務会計面から法人の適正な運営を確保する役割を有している。そのため、会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた定款の員数が欠けた場合に、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない(法第45条の6第3項)。また、会計監査人は、いつでも会計帳簿の閲覧等や法人の理事又は職員に対して会計に関する報告を求めることができ(法第45条の19第3項)、その職務を行うために必要があるときは、法人の業務及び財産の状況を調査することができる(同条第4項)ように、決算時に計算関係書類の監査を行うだけでなく、会計年度を通じて、法人の計算関係書類の信頼性の確保のために必要な対応を行うものであることから、会計監査人設置法人は、会計監査人が欠けた場合には、遅滞なく会計監査人を選任すべきである。</li> </ul> <p>なお、会計監査人の設置義務がない法人であっても、定款に会計監査人を設置することを定めている場合は、会計監査人が欠けた場合には、遅滞なく補充しなければならない。</p>	<p>◎社会福祉法 第36条(機関の設置)</p> <p>2 社会福祉法人は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。</p> <p>◎社会福祉法 第37条(会計監査人の設置義務)</p> <p>特定社会福祉法人(その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人をいう。第46条の5第3項において同じ。)は、会計監査人を置かなければならない。</p> <p>◎社会福祉法施行令 第13条の3(特定社会福祉法人等の基準)</p> <p>法第37条及び第45条の13第5項の政令で定める基準を超える社会福祉法人は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。</p> <p>一 最終会計年度(各会計年度に係る法第45条の27第2項に規定する計算書類につき法第45条の30第2項の承認(法第45条の31前段に規定する場合にあつては、法第45条の28第3項の承認)を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。)に係る法第45条の30第2項の承認を受けた収支計算書(法第45条の31前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された収支計算書)に基づいて最終会計年度における社会福祉事業並びに法第26条第1項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が30億円を超えること。</p> <p>二 最終会計年度に係る法第45条の30第2項の承認を受けた貸借対照表(法第45条の31前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された貸借対照表とし、社会福祉法人の成立後最初の定時評議員会までの間においては、法第45条の27第1項の貸借対照表とする。)の負債の部に計上した額の合計額が六十億円を超えること。</p> <p>◎(参考)社会福祉法 第45条の6(役員等に欠員が生じた場合の措置)</p> <p>3 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。</p>	<p>借入契約書等</p> <p>定款  会計監査人の選任に関して検討を行った理事会の議事録等</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>2 法令に定めるところにより選任されているか。</p>	<p>(1) 評議員会の決議により適切に選任等がされているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 会計監査人の設置を定款に定めた法人は、会計監査人として、公認会計士又は監査法人を評議員会において選任する（法第43条第1項、法第45条の2第1項）。</p> <p>○ 評議員会で会計監査人の選任を行う際は、理事会が特定の公認会計士又は監査法人を会計監査人候補者として、会計監査人の選任に関する議案を評議員会に提出することとなる。会計監査人候補者の選定を行うに当たっては、会計監査人が、中立・公正な立場から法人の会計監査を行うものであることから、その業務の性質上、入札により最低価格を提示したことをのみを選定の基準とすることは適当ではなく、通常の契約ルールとは別に、複数の公認会計士等から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討の上、選任する等の方法をとることが適当である。</p> <p>なお、会計監査人候補者の選定に当たっては、公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定により、計算書類の監査を行うことができない者（注1）は会計監査人となることができない（法第45条の2第3項）ことから、このような者でないかを確認する必要がある。</p> <p>（注1）公認会計士法の規定により計算書類の監査を行うことができない者には次の場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公認会計士又はその配偶者が、当該法人の役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者である、又は過去1年以内にこれらの者であった場合（公認会計士法第24条第1項第1号）</li> <li>・ 税務顧問に就任している公認会計士又はその配偶者が、被監査法人から当該業務により継続的な報酬を受けている場合（公認会計士法第24条第1項第3号、同施行令第7条第1項第6号）</li> </ul> <p>○ 評議員会に提出された会計監査人の選任等及び解任並びに再任しない（注2）ことに関する議案については、監事の過半数をもって決定する必要がある（法第43条第3項により準用される一般法人法第73条第1項）。</p> <p>（注2）会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第45条の3第1項）が、その定時評議員会において会計監査人を再任しないと決議がなされなかったときは当該定時評議員会において再任されたものとみなされる（同条第2項）。そのため、会計監査人を再任しない場合には、会計監査人を再任しないことに関する議案を提出する必要がある。</p>	<p>◎社会福祉法 第43条（役員等の選任） 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>◎社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法 第73条第1項 監事設置一般社団法人においては、評議員会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する。</p>	<p>評議員会の議事録 理事会の議事録 監事の過半数の同意を証する書類（理事会の議事録に記載がない場合） 会計監査人候補者の選定に関する書類</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	<p>3 法令に定めるところにより会計監査を行っているか。</p>	<p>(1) 省令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか。  (2) 財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;  ○ 会計監査人は、法人の計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)(注)及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する(法第45条の19第1項、第2項)。  (注) 会計監査人が監査を行う対象は、法人単位貸借対照表、法人単位資金収支計算書、法人単位事業活動計算書及びこれらに対応する附属明細書であり、本事項の記載する計算書類及び附属明細書はこれらのものを指す。  ・ 会計監査報告の記載事項は次のとおりである(規則第2条の30)。  ① 会計監査人の監査の方法及びその内容  ② 監査意見(法人単位の計算書類及びそれらに対応する附属明細書が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見)  (i) 無限定適正意見、(ii) 除外事項を付した限定付適正意見、  (iii) 不適正意見、(iv) 意見不表明  ③ 追記情報  (i) 継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項、  (ii) 会計方針の変更、(iii) 重要な偶発事象、(iv) 重要な後発事象  ④ 会計監査報告を作成した日  ・ 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事(※1)及び特定理事(※2)に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない(規則第2条の32第1項)。  ① 計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日  ② 計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日  ③ 特定理事、特定監事及び会計監査人が合意により定めた日(合意がある場合)  (※1) 会計監査報告の通知を受ける監事を定めたときはその監事、定めない場合は全ての監事(規則第2条の32第5項)。  (※2) 会計監査報告の通知を受ける理事を定めたときはその理事、定めない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事(規則第2条の32第4項)。</p>	<p>◎社会福祉法 第45条の19(会計監査人)  会計監査人は、次節の定めるところにより、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、厚生労働省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。  2 会計監査人は、前項の規定によるもののほか、財産目録その他の厚生労働省令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。</p>	<p>会計監査報告  会計監査人が会計監査報告を特定監事及び特定理事に通知した文書</p>
<p>8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬  (1) 報酬</p>	<p>1 評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。</p>	<p>(1) 評議員の報酬等の額が定款で定められているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;  ○ 評議員の報酬等の額は定款に定められる(法第45条の8第4項により)</p>	<p>◎社会福祉法第45条の8第4項により準用される一般法人法 第196条  評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならない。</p>	<p>定款</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>2 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。</p> <p>3 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。</p>	<p>準用される一般法人法第196条) ことから、定款の規定を確認する。なお、無報酬とする場合には、その旨を定款で定める必要がある。また、評議員の報酬等の支給基準を定めるが、定款と別に支給基準を定め、評議員会の承認を得たことにより、定款の定めが不要とはなるわけではないことに留意する必要がある。</p> <p>○ 評議員の報酬等の額に係る定款の規定は所轄庁の認可事項であり、定款に定められていないことは想定されない。</p> <p>(1) 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める(法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条) ことから、定款に理事の報酬等の額の定めがない場合には、評議員会の決議によって定められているかを確認する。なお、理事の報酬等について、定款にその額を定めていない場合であって、その報酬について無報酬とする場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要がある。</p> <p>(1) 監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定めているか。</p> <p>(2) 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 監事の報酬等の額は、理事の報酬等と同様に、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項) ことから、定款に監事の報酬等の額の定めがない場合には、評議員会の決議によって定められているかを確認する。なお、監事の報酬等について定款にその額を定めていない場合で、無報酬である場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要がある。</p> <p>○ 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているとき(注)は、その具体的な配分は、監事の協議により定める(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第2項)。この監事の協議は全員一致の決定による必要があるため、監事的全員一致の決定により具体的な配分がなされているかを確認する。</p> <p>なお、この場合の具体的な配分の協議については、手続や記録に関する規定はないが、報酬等は客観的根拠に基づいて支給されるべきものであり、法人又は監事において、監事的全員一致による決定が行われたこと及</p>	<p>◎社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般法人法 第89条 理事の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。</p> <p>◎社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法 第105条第1項、第2項 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。</p> <p>2 監事が2人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は評議員会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。</p>	<p>定款 評議員会の議事録</p> <p>定款 評議員会の議事録 監事の報酬等の具体的な配分の決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
(2) 報酬等支給基準	4 会計監査人の報酬等 が法令に定めるところにより定められているか。	<p>びその決定内容を記載・記録した書類を作成すべきである。</p> <p>(注) 監事の報酬等の支給基準が評議員会の承認を受けて定められている場合には、監事の報酬等の具体的な配分について評議員会の決議があったものとして、改めて監事の協議により、具体的な配分を決定する必要はない。</p> <p>(1) 会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 会計監査人の報酬等については、評議員や役員と異なり、法令上定款又は評議員会の決議で定めることはされておらず、法人の業務執行に関するものとして、監事の過半数の同意を得て、理事会又は理事会から委任を受けた理事が定めることとなる(法第45条の19第6項により準用される一般法人法第110条)。</p> <p>なお、理事会の議事録において、会計監査人の報酬等を定める際に監事の過半数の同意を得ている旨の記載があり、かつ、監事の議事録への署名又は記名押印により、監事の過半数の同意を得ていたことが確認できる場合には、議事録とは別に監事の過半数の同意を得たことを証する書類は必要ない。</p>	<p>◎<b>社会福祉法第45条の19 第6項</b>により準用される<b>一般法人法 第110条</b> 理事は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監事(監事が2人以上ある場合にあっては、その過半数)の同意を得なければならない。</p>	<p>理事会の議事録 監事の過半数の同意を得たことを証する書類</p>
	1 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続きにより定め、公表しているか。	<p>(1) 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない(法第45条の35第1項)、また、支給基準については、評議員会の承認を受けなければならない(同条第2項)。</p> <p>○ 支給基準の内容については、次の事項を定める(施行規則第2条の42)。</p> <p>① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分としては、常勤・非常勤別に報酬を定めることが考えられる。</p> <p>② 報酬等の金額の算定方法 報酬等の金額の算定方法については、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定することが考えられる(注1～注4)。</p> <p>(注1) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各</p>	<p>◎<b>社会福祉法 第45条の35 (報酬等)</b> 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。</p> <p>2 前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>◎<b>社会福祉法施行規則 第2条の42 (報酬等の支給の基準に定める事項)</b> 法第45条の35第1項に規定する理事、監事及び評議員(以下この条において「理事等」という。)に対する報酬等(法第45条の34第1項第3号に規定する報酬等をいう。以下この条において同じ。)の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準 評議員会の議事録</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規程は許容される。</p> <p>(注2) 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給基準を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。</p> <p>(注3) 法人は、国等他団体の俸給表等を準用する場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置付け、支給基準と一体のものとして定めることとする。</p> <p>(注4) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規程や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規程は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。</p> <p>③ 支給の方法 支給の方法については、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月又は各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込か現金支給か）等が考えられる。</p> <p>④ 支給の形態 支給の形態については、現金・現物の別等を記載する。ただし、報酬額につき金額の記載しかないなど、金銭支給であることが客観的に明らかかな場合は、「現金」等である旨の記載は特段なくとも差し支えない。 なお、理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準については、定款や評議員会の決議で定めた報酬等の額と整合性を図る必要がある。</p> <p>○ 役員等の報酬等の支給基準が「不当に高額」でないことについては、法人に説明責任がある。そのため、支給基準が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した上で定めたものであることについて、どのような検討を行ったかを含め、具体的に説明できることが求められる。</p> <p>(2) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準については、法人の透明性を確保するため、評議員会の承認を受けたときは、公表することが義務付けられている（法第59条の2第1項第2号）。</p> <p>○ 公表の方法については、インターネットの利用（原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページ）により行う（規則第10条第1項）が、規則第9条第3号に定める「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用した届出を行い、行政機関等がその内容を公表した場合</p>	<p>◎社会福祉法 第59条の2（情報の公開等） 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。 二 第45条の3第2項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第10条（公表） 法第59条の2第1項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人が前条第3号に規定する方法による届出を行い、行政機関等が当該届出により記録された届出計算書類等の内容の</p>	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
(3) 報酬の支給	1 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。	<p>には、インターネットの利用による公表が行われたものとみなす（規則第10条第2項）。</p> <p>(1) 評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。</p> <p>(2) 役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 評議員の報酬等については、(1)の定款で定められた額及び(2)の報酬等の支給基準に従って支給される必要がある。また、役員の報酬等については、(1)の定款又は評議員会の決議により定められた額及び(2)の報酬等の支給基準に従って支給される必要がある。</p>	<p>公表を行うときは、当該社会福祉法人が第1項に規定する方法による公表を行ったものとみなす。</p> <p>3 法第59条の2第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。</p> <p>一 法第45条の2第2項に規定する計算書類</p> <p>二 法第45条の3第1項第2号に規定する役員等名簿及び同項第4号に規定する書類（第2条の4第1号及び第15号に規定する事項が記載された部分を除く。）</p> <p>◎社会福祉法第45条の8第4項により準用される一般法人法 第196条 略</p> <p>◎社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般法人法 第89条 略</p> <p>◎社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法 第105条第1項 略</p> <p>◎社会福祉法 第45条の35第1項、第2項 略</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の42 略</p>	<p>定款 評議員会の議事録 報酬等の支給基準 報酬等の支払いの内容が確認できる書類</p>
(4) 報酬等の総額の公表	1 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。	<p>(1) 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 法人運営の透明性を確保する観点から、役員及び評議員の報酬等については、理事、監事及び評議員の区分毎にその総額（注）を現況報告書に記載の上、公表する。</p> <p>（注）理事の報酬等の総額については、職員を兼務しており、職員給与を受けている者がいる場合は、その職員給与も含めて公表する。ただし、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与を受けている理事がいる旨を明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事の報酬等の総額として公表することと差し支えない。</p> <p>○ 公表の方法については、インターネットの利用により行うこととされている（規則第10条第1項）が、規則第9条第3項に定める「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用した届出を行い、行政機関等がその内容を公表した場合には、法人が公表したものとみなす（規則第10条第2項）。</p>	<p>◎社会福祉法施行規則 第2条の41（事業の概要等）</p> <p>法第45条の3第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他当該社会福祉法人に関する基本情報</p> <p>二 当該終了した会計年度の翌会計年度（以下この条において「当会計年度」という。）の初日における評議員の状況</p> <p>三 当会計年度の初日における理事の状況</p> <p>四 当会計年度の初日における監事の状況</p> <p>五 当該終了した会計年度（以下この条において「前会計年度」という。）及び当会計年度における会計監査人の状況</p> <p>六 当会計年度の初日における職員の状況</p> <p>七 前会計年度における評議員会の状況</p> <p>八 前会計年度における理事会の状況</p> <p>九 前会計年度における監事の監査の状況</p> <p>十 前会計年度における会計監査の状況</p> <p>十一 前会計年度における事業等の概要</p> <p>十二 前会計年度末における社会福祉充実残額（法第55条の2第3項第4号に規定する社会福祉充実残額をいう。）並びに社会福祉充実計画（同条第一項に規定する社会福祉充実計画をいう。以下同じ。）の策</p>	

			<p>定の状況及びその進捗の状況</p> <p>十三 当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況</p> <p>十四 第12号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠</p> <p>十五 事業計画を作成する旨を定款で定めている場合にあつては、事業計画</p> <p>十六 その他必要な事項</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第10条（公表）</p> <p>法第59条の2第1項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人が前条第三号に規定する方法による届出を行い、行政機関等が当該届出により記録された届出計算書類等の内容の公表を行うときは、当該社会福祉法人が前項に規定する方法による公表を行ったものとみなす</p> <p>3 法第59条の2第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類(法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。)とする。</p> <p>一 法第45条の2第2項に規定する計算書類</p> <p>二 法第45条の3第1項第2号に規定する役員等名簿及び同項第四号に規定する書類(第2条の4第14号及び第15号に規定する事項が記載された部分を除く。)</p>	
--	--	--	---	--

II 社会福祉法人（事業関係）

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
1 事業一般	<p>1 定款に従って事業を実施しているか。</p> <p>2 「地域における公益的な取組」を実施しているか。</p>	<p>(1) 定款に定めている事業が実施されているか。</p> <p>(2) 定款に定めていない事業が実施されていないか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 法人の行う事業の種類は定款の必要的記載事項（注1）であり、法人の公益性を踏まえると、定款には行う事業を正確に定める必要があるため、法人が漸々な種類の事業を開始する場合や既存の種類のある事業を廃止する場合には、定款を変更する必要がある。なお、定款は法人の基本的事項を定めるものとして公表される（法第59条の2第1項第1号）。</p> <p>（注1）定款の必要的記載事項（法第31条第1項）のうち、事業の種類に関するものは次のとおりである。</p> <p>社会福祉事業の種類（第3号）（注2）、公益事業の種類（第11号）（注3）、収益事業の種類（第12号）（注4）</p> <p>（注2）社会福祉事業の種類に係る定款の定めについては、法第2条第2項各号に規定する第1種社会福祉事業又は同条第3項各号に規定する第2種社会福祉事業のうちいずれの事業に該当するか（いずれの号に該当するかについて含む。）が明らかでないものとしなければならない（定款例第1条参照）。なお、法第2条第2項各号又は第3項各号に規定する事業を実施する場合において、当該号に複数の事業が列挙して規定されている場合は、その中で実際に実施する事業のみを定款に定める（例：法第2条第2項第2号には「乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設」を経営する事業が規定されているが、法人が「乳児院」のみを経営する場合には、「乳児院」を経営する事業のみを定款に定める。）。また、当該定款の定めには個別の施設の名称を記載する必要はないが、定款の定めには個別の施設の名称を記載した場合には、施設の名称を変更する場合や同種の施設を新設する場合にも定款変更を行う必要がある。</p> <p>（注3）公益事業の種類に係る定款の定めについては、事業の内容が理解できるような具体的に記載するものとする。なお、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業の開始等については、必ずしも定款の変更を要しない（定款例第35条の備考一の注3）。</p> <p>（注4）収益事業の種類に係る定款の定めについては、事業の内容が理解できるような具体的に記載するものとする（定款例第35条の備考二）。</p> <p>(1) 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 法人は、社会福祉事業の主たる担い手として税制上の優遇措置や公費による事業費の補助等を受ける公益性の高い法人であることから、社会情勢が変化していく中</p>	<p>◎社会福祉法 第31条（申請）</p> <p>社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 目的</li> <li>二 名称</li> <li>三 社会福祉事業の種類</li> <li>四 事務所の所在地</li> <li>五 評議員及び評議員会に関する事項</li> <li>六 役員（理事及び監事をいう。以下この条、次節第2款、第6章第8節、第9章及び第10章において同じ。）の定数その他役員に関する事項</li> <li>七 理事会に関する事項</li> <li>八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項</li> <li>九 資産に関する事項</li> <li>十 会計に関する事項</li> <li>十一 公益事業を行う場合には、その種類</li> <li>十二 収益事業を行う場合には、その種類</li> <li>十三 解散に関する事項</li> <li>十四 定款の変更に関する事項</li> <li>十五 公告の方法</li> </ol> <p>◎社会福祉法 第24条（経営の原則等）</p> <p>2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。</p>	<p>定款 法人の事業内容が確認できる書類（事業報告等）</p> <p>地域公益取組の内容が確認できる書類（現況報告書、事業報告、法人ホームページ等）</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>で、既存の社会保障制度等では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握するとともに、これに積極的に対応していくことが求められる。</p> <p>○ こうした背景を踏まえ、法人本来の役割として、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならぬといった責務を明確化している（「地域における公益的な取組」を実施する責務、法第24条第2項）。</p> <p>○ 「地域における公益的な取組」（以下「地域公益取組」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす必要がある。</p> <p>① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること</p> <p>「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」とは、原則として、社会福祉を目的とする取組を指す。</p> <p>したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業（法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業を含む。）を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当する。</p> <p>また、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場の創出を通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。</p> <p>さらに、「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業に限らず、月に1回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組が含まれるものとともに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれる。</p> <p>② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を対象とするものであること</p> <p>「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立した日常生活を営んでいないもの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれる。</p> <p>また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれる。</p> <p>③ 無料又は低額な料金を提供されること</p> <p>無料又は低額な料金を提供されるサービスとは、法人が現に保有する資産や職員を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指す。</p> <p>したがって、地域公益取組の実施に当たって、国又は地方公共団体から全額</p>		

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
2 社会福祉事業	1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。	<p>の公費負担がある場合は、この要件に該当しないが、このような場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当する。</p> <p>なお、現に、無料低額診療事業など、当該事業の性質上、必ず無料又は低額であることを伴う事業を実施している場合には、当該事業を実施していることのみをもって、この要件に該当することにはならないが、当該事業の新規実施、対象者の拡充などを図る場合には、この要件に該当する。</p> <p>また、「法人が現に保有する資産や職員を活用する」とは、既存職員の兼務や施設の空きスペースの活用などにより、法人の新たな金銭的支出を伴わない場合も含まれる。</p> <p>(1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。  (2) 社会福祉事業で得た収入を法令・通知上認められていない使途に充てていないか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 法人は、社会福祉事業（注1）を行うことを目的として設立されるものであることから（法第22条）、社会福祉事業が法人の行う事業のうちの主たる地位を占めることが必要である（審査基準第1の1の（1））。この「主たる地位を占める」とは、事業規模が法人の全事業のうち50%を超えていることをいうものと解される。事業規模の判断については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であることから、原則事業活動内訳表（会計省令第7条の2第1項第2号ロ（2））におけるサービス活動増減部のサービス活動費用計の比率により判断することとする。ただし、所轄庁がその他の客観的指標により社会福祉事業が法人の行う事業のうちの「主たる地位を占める」と認める場合はこの限りではない。</p> <p>（注1）社会福祉事業は法第2条第2項各号に規定する第1種社会福祉事業及び同条第3項各号に規定する第2種社会福祉事業を指す。共同募金会が行う共同募金事業は第1種社会福祉事業に当たり（法第113条第1項）、また、地方公共団体が設置した施設の経営の委託を受けその施設を経営する事業も、公益事業ではなく社会福祉事業に当たる（審査要領第1-1-（4））。</p> <p>○ 法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであるため、法人の行う社会福祉事業に支障のない範囲であれば、公益事業又は収益事業を行うことができる（法第26条第1項）。公益事業及び収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にあり（審査要領第1-2-（4）、3-（5））、原則として、社会福祉事業の収入を公益事業又は収益事業に充てることはできないものと解される。</p> <p>もともと、各福祉サービスに関する収入については、通知の定めにより、法人本部への繰入れや他の社会福祉事業又は公益事業への充当が一定の範囲で認められる（注2）。</p> <p>（注2）各制度の取扱いについては、次の通知及びこれらの通知の関連通知を参照。</p>	<p>◎社会福祉法 第22条（定義）  この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。</p> <p>◎社会福祉法 第26条（公益事業及び収益事業）  社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第2条第4項第4号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第57条第2号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。</p> <p>◎審査基準 第1-1-（1）  第1 社会福祉法人の行う事業  1 社会福祉事業  （1） 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。</p>	計算書類及びその附属明細書

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	<p>2 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。</p>	<p>・ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び管理について」(平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)</p> <p>・ 「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部総括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)</p> <p>・ 「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日付け老発第188号厚生労働省老人保健福祉局長通知)</p> <p>・ 「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日付け障発第1018003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</p> <p>(1) 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 法人は、社会福祉事業の主たる担い手として当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、確固とした経営基盤を有していることが必要であり、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えておかねばならない(法第25条)。そのため、原則として、法人は、社会福祉事業を行うために直接必要である全ての物件について、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている(注1)ことを要する(審査基準第2-1-(1)前段)。もっとも、特定の事業(注2)については、一定金額以上の資産を有すること等を条件に、物件の全部又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められている。</p> <p>(注1) 所有権の登記及び使用許可については、Ⅲ「管理関係」の2において確認する。</p> <p>(注2) 特定の事業に係る特例</p> <p>1 地域活動支援センターを設置する場合</p> <p>法人が1000万円以上相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。)を有している場合には、施設用不動産について国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可、又は国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない(審査基準第2-1-(2)のイ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成24年3月30日付け社援発0330第5号厚生労働省社会・援護局長通知)。</p> <p>2 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合</p>	<p>◎社会福祉法 第25条 (要件)</p> <p>社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。</p> <p>◎審査基準 第2-1</p> <p>第2 法人の資産</p> <p>1 資産の所有等</p> <p>(1) 原則</p> <p>法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。</p> <p>なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を営む法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。</p> <p>(2) 特例</p> <p>ア 特別養護老人ホームを設置する場合</p> <p>これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>イ 地域活動支援センターを設置する場合</p> <p>これについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p>	<p>定款 貸借対照表 財産目録 登記簿謄本</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<p>法人が1000万円以上に相当する資産（現金、預金又は確実な有価証券に限る。）を有する等の要件を満たす場合には、当該特別養護老人ホームの用に供する不動産の全てについて、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない（審査基準第2-1-（2）のク、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成28年7月27日付け社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長及び老健局長連名通知）。</p> <p>○ 全ての社会福祉施設の用に供する不動産について国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている法人は、1000万円（平成12年11月30日以前に設立された法人の場合には、100万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならない（審査基準第2-2-（1）のイ但書）。</p> <p>○ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、社会福祉施設を経営する法人に比し、設立後の収入に安定性を欠くものと考えられるため、設立時その後の事業継続を可能とする財政基盤を有する必要があり、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならない。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができる（審査基準第2-2-（1）のウ）。</p> <p>○ 次の事業の経営を目的として法人を設立する場合については、一定期間の事業実績等を有すること等の要件を満たす場合には、1000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産とすることで足りる（「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日付け排障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知）、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年8月30日付け社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長及び老健局長連名通知）、「介助大訓練事業又は聴導大訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年5月8日付け社援発第0508002号厚生労働省社会・援護局長通知）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係るものに限る。））</li> <li>・ 共同生活援助事業等（認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス（共同生活援助に係るものに限る。））</li> <li>・ 介助大訓練事業又は聴導大訓練事業</li> </ul> <p>○ 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあつ</p>	<p>ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合 これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>エ 既設法人が通所施設を設置する場合 これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合 これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>カ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合これについては、「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」（平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>キ 幼児車輿型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設を設置する場合社会福祉法人が設置する幼児車輿型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）第1の1及び2に準じた取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>ク 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合 これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成28年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p>	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
<p>3 公益事業</p>	<p>1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。</p>	<p>では、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならない。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会にあっては、300万円と100万円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えない。</p> <p>○ 以上の資産は、法人の設立の時のみならず、法人が存続する限り有していなければならないものである。</p> <p>(1) 社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。  (2) 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。  (3) 公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;  ○ 法人は、その社会福祉事業に支障がない限り、公益事業を行うことができる（法第26条第1項）。公益事業とは、社会福祉事業以外の事業であって、当該事業を行うことが公益法人の設立目的となりうる事業をいうと解されるが、法人が行うものである以上、社会福祉と関連がない事業は該当しないものと解すべきである。そのため、公益事業は、社会福祉と関係があり、公益性があるものである必要がある（注1）。</p> <p>（注1）次に掲げる事業（社会福祉事業であるものを除く。）が公益事業の列であるが（審査基準第1-2-（2）、審査要領第1の2）、これらに限られるものではないことに留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業</li> </ul>	<p>◎審査要領 第2-（3）、（4）、（6）、（7）</p> <p>第2 法人の資産</p> <p>（3）法人を設立する場合にあっては、必要な資産としてその他財産のうち当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。</p> <p>なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）上の障害福祉サービス又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。</p> <p>（4）「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。</p> <p>（6）社会福祉施設を経営しない法人が国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。</p> <p>（7）不動産の貸借による場合、貸借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該貸借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。</p> <p>また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から貸借により貸与を受けることは、望ましくないこと。</p> <p>◎社会福祉法 第26条（公益事業及び収益事業）</p> <p>社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第2条第4項第4号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第57条第2号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。</p>	<p>計算書類及びその附属明細書（特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」）  事業報告  理事会及び評議員会の議事録</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業</li> <li>・ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業</li> <li>・ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業</li> <li>・ 入所施設からの退院・退所を支援する事業</li> <li>・ 子育て支援に関する事業</li> <li>・ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業</li> <li>・ ボランティアの育成に関する事業</li> <li>・ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）</li> <li>・ 社会福祉に関する調査研究等</li> <li>・ 法第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件（注2）を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）</li> <li>・ 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業</li> <li>・ 有料老人ホームを経営する事業</li> <li>・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（有料老人ホームを経営する事業を除く。）</li> <li>・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業</li> <li>・ 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業</li> <li>・ 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業（なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でない）。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものである。）</li> </ul> <p>（注2）法2条第2項各号及び第3項第1号から第9号までに規定する事業であって、常時保護を受ける者を入所させてその保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人（ただし、生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、児童福祉法に規定する小規模保育事業、障害者総合支援法に規定</p>		

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
4 収益事業	1 法に基づき適正に実施されているか。	<p>する地域活動支援センターを経営する事業並びに同法に規定する障害福祉サービス事業のうち、就労継続支援A型及び沖縄島の地域で将来的に利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めた生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型に係るものについては10人)に満たないもの(令第1条、規則第1条)</p> <p>○ 公益事業については、その会計を社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない(法第26条第2項)。この「特別の会計として経理」することとは、公益事業に係る事業区分を設定し、社会福祉事業や収益事業と区分して会計処理をする(会計省令第7条第2項第1号)(注3)ことをいう。</p> <p>(注3) 会計処理については、Ⅲ「管理」の3「会計管理」において確認する。</p> <p>○ 法人が社会福祉事業を行うことを目的とするものであることから、公益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来すこととなってはならない。すなわち、公益事業が社会福祉事業に対して従たる地位を占めなければならない。事業規模が社会福祉事業の規模を超えてはならない。事業規模については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であり、社会福祉事業が主たる地位を占めているかの判断と同様に、事業活動内訳表(会計省令第2号第2様式等)におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断すべきものであるが、特定の会計年度において、公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合であっても、所轄庁が当該会計年度における特別な事情によるものであって、恒常的に社会福祉事業の規模を超えるものではないと認める場合にはこの限りではない。</p> <p>また、公益事業に欠損金が生じている場合には、そのことにより社会福祉事業に支障を来すことがないよう、法人において、欠損金が生じた原因の分析や必要に応じて事業の経営の改善のための検討や具体的な措置が行われる必要がある。ただし、公益事業のうち、所轄庁の承認を受けた社会福祉充実計画に基づき行うもの(法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業を含む。)については、法人の社会福祉充実計画の変更の承認が必要となる場合以外、この限りではない。</p> <p>なお、所轄庁は、公益事業の継続が当該法人の社会福祉事業に支障がある場合には、その事業の停止を命ずることができる(法第57条第3号)。</p> <p>(1) 社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に収益が充てられているか。</p> <p>(2) 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、収益を社会福祉事業又は令第13条各号に掲げる公益事業(以下「特定公益事業」という。注1)の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができる(法第26条第1項)。なお、法人が収益事業を実施する場合には、この目的を明らかにするため、定款において、その旨を定めるべきである(定款例第35条の備考二の「収益の処分」の条参照)。</p>	<p>◎社会福祉法 第26条(公益事業及び収益事業)</p> <p>社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業(第2条第4項第4号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第57条第2号において同じ。)の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。</p> <p>2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。</p>	<p>計算書類及びその附属明細書(特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」)</p> <p>事業報告</p> <p>理事会及び評議員会の議事</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	<p>2 法人が行う事業として認められるものであるが。</p>	<p>(注1) 特定公益事業 (令第13条)</p> <p>① 法第2条第4項第4号に掲げる事業 (事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業)</p> <p>② 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業又は介護予防支援事業 (社会福祉事業であるものを除く。)</p> <p>③ 介護老人保健施設又は介護病院を経営する事業</p> <p>④ 社会福祉士及び介護福祉士法に規定する社会福祉士養成施設又は介護福祉士養成施設等を経営する事業</p> <p>⑤ 精神保健福祉士法に規定する精神保健福祉士養成施設を経営する事業</p> <p>⑥ 児童福祉法に規定する指定保育士養成施設を経営する事業</p> <p>⑦ 社会福祉事業と密接な関連を有する事業であつて、当該事業を実施することによって社会福祉の増進に資するものとして、所轄庁が認めるもの (平成14年厚生労働省告示第283号)</p> <p>○ 収益事業については、公益事業と同様と、その会計を社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない (法第26条第2項)。この「特別の会計として経理」することとは、公益事業と同様と、社会福祉法人会計基準の規定に基づき、収益事業に関する事業区分を設定し、社会福祉事業及び公益事業と区分して会計処理をする (会計省令第7条第2項第1号) ことをいう (注2)。 (注2) 会計処理については、Ⅲの3「会計管理」において確認する。</p> <p>○ 収益事業は、その収益を社会福祉事業又は特定公益事業 (以下「社会福祉事業等」という。) に充てることを目的として行うものであり、収益がある場合にその収益を社会福祉事業等に充てない場合や、収益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来す場合には、収益事業を行う目的に反することとなり、この場合、所轄庁は、その収益事業の停止を命ずることができる (法第57条第2号、第3号)。</p> <p>(1) 事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないこと。</p> <p>(2) 法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないこと。</p> <p>(3) 当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないこと。</p> <p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 法人は社会福祉事業を行うことを目的とするものであることから、その経営する収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にある必要があり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を経営することは認められない。事業規模については、社会福祉事業が主たる地位を占めるかどうかを判断する際と同様と、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であり、原則事業活動内訳表 (会計省令第2号第2様式等) におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率より判断すべきものである。特定の会計年度において、収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合であっても、所轄庁が、当該会計年度における特別な事情により超えてしまったものであり、恒常的に社会福祉事</p>	<p>◎<b>審査基準 第1-3- (2)、(4)、(5)</b></p> <p>第1 社会福祉法人の行う事業</p> <p>3 収益事業</p> <p>(2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法 (昭和40年法律第34号) 第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上収益事業として扱う場合もあること。</p> <p>(4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。</p> <p>(5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。</p> <p>◎<b>審査要領 第1-3- (2)、(3)</b></p> <p>第1 社会福祉法人の行う事業</p> <p>3 収益事業</p>	<p>録</p> <p>計算書類 収益事業の事業内容が確認できる書類 (事業報告等)</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>業の規模を超えるものではないと認める場合には、この限りではない。</p> <p>○ 実施する収益事業の種類について、法令上制限はないが、公益性の高い法人として、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの（注1）又は投機的なものも適当でない（審査基準第1-3-（2））。また、当該事業を行うことにより法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるもの（注2）でないことが必要である。</p> <p>（注1） 次のような事業は、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるため、行うことができない（審査要領第1-3-（2））。</p> <p>① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び特定遊興飲食店営業</p> <p>② 高利な融資事業</p> <p>③ ①又は②の事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業</p> <p>（注2） 次のような場合は、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがある（審査要領第1-3-（3））。</p> <p>① 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合</p> <p>② 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合</p>	<p>（2） 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。</p> <p>ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業</p> <p>イ 高利な融資事業</p> <p>ウ 前掲掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業</p> <p>（3） 次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。</p> <p>ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合</p> <p>イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合</p>	